

【53 解読文】 足尾鉍毒一件概況報告 (明治三十三年：一九〇〇) 〈A〉

(表紙)

「自明治三十一年  
至全 三十四年

(朱印)

永年保存

鉍毒事件書類 其一

庶務係 一

(欄外、朱書・印)

「知事印 (古莊) 部長印

庶務係印

甲第五〇号」

渡良瀬川沿岸多々良村・渡瀬村・大島村・西谷田

〈渡良瀬川沿岸多々良村・渡瀬村・大島村・西谷田〉

村・海老瀬村・郷谷村人民ハ、鉍毒ニ関スル諸

〈村・海老瀬村・郷谷村人民ハ、鉍毒に関する諸〉

請願、一モ採用スル処トナラサルニヨリ、中央政府ニ向

〈請願 (せいがん)、一つも採用する処とならざるにより、中央政府に向け〉

テ督促ノ請願ヲナサントシ、多人数出京スルノ

〈て督促 (とくそく) の請願をなさんとし、多人数出京するの〉

模様アル事ハ、已ニ及ニ報告ニ置候処、去十三日

〈模様ある事は、已 (すで) に報告に及び置き候処、去る十三日〉

未明、渡瀬村大字下早川田村雲龍寺ニ集

〈未明、渡瀬村大字 (おおあざ) 下早川田村雲龍寺に集〉

合シタルモノ、栃木・群馬・埼玉三県合シテ約貳千

〈合したるもの、栃木・群馬・埼玉三県合して約貳千〉

余人 (内本県人員約千人弱)、警官ノ制止ヲ肯セス、

〈余人 (内本県人員約千人弱)、警官の制止を肯 (がえん) せず、〉

午前第九時三十分頃館林町ニ至リ、内数十

〈午前第九時三十分頃館林町に至り、内数十〉

人ハ郡役所ニ入込ミ、二・三ノ暴言ヲ吐キタルモ、

〈人は郡役所に入り込み、二・三の暴言を吐きたるも、〉

取合ハサルヨリ直ニ引払ヒ、川俣方面ニ向テ

〈取り合わざるより直 (すぐ) に引き払い、川俣方面に向けて〉

進行 (老人馬上指揮スルモノ、如シ、) 警察署前ニ至リタルニ、  
(是ハ栃木県人野口春蔵ナルヨシ)

〈進行 (老人馬上指揮するもの如し、) 警察署前に至りたるに、〉  
(是は栃木県人野口春蔵なるよし)

此時二・三人拘引セラレタルヲ以テ一同激昂シ、警察  
〈此(こ)の時二・三人拘引(こういん)せられたるを以(もつ)て一同激昂  
(げ きこう)し、警察〉

署門内ニ入込ミ数時間問答ノ後、正午過、当  
〈署門内に入り込み数時間問答の後、正午過ぎ、当〉

所ヲ発シ、佐貫村大字川俣村入口ニ於テ  
〈所を發し、佐貫村大字川俣村入口に於いて〉

警官ノ遮断スル処トナリ、散々ニ歸村シタリ、右ニ付  
〈警官の遮断(しゃだん)する処となり、散々に歸村したり、右に付〉

本官ハ説諭ノ為メ直ニ出張、其他前日来  
〈本官は説諭の為(た)め直に出張、其(そ)の他前日来〉

郡吏ヲ各役場ニ派シ訓示スル処アリ、尚昨十  
〈郡吏を各役場に派し訓示する処あり、尚(なお)昨十〉

四日各沿岸村長ヲ召集シ、将来ノ心得方  
〈四日各沿岸村長を召集し、将来の心得方〉

二付篤ク訓示致置候、而シテ目下ノ狀況ハ頗  
〈に付篤(あつ)く訓示致し置き候、而(しか)して目下(もつか)の狀況は  
頗(すこぶ)〉

ル沈静ニ歸シ、青年輩ハ多少不穩ノ  
〈ル沈静に歸し、青年輩(やから)は多少不穩(ふおん)の〉

虞ナキニアラサルモ、其他ハ平穩ニシテ、現況  
〈虞(おそれ)なきにあらざるも、其の他は平穩にして、現況〉

ニヨレハ再挙ノ模様無レ之、此段概況<sup>(符)</sup>及  
〈によれば再挙の模様これ無く、此の段概況〉

及ニ報告ニ候也  
〈報告に及び候也〉

明治三十三年二月十五日

邑楽郡長 熊谷彦十郎印

群馬県知事 古莊嘉門 殿